⑸　役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

（記載上の注意）

１　銀行持株会社が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の３第１項に規定する保険契約をいう。）を締結している場合に、該当事項を記載すること。

２　「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、塡補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である銀行持株会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

３　社外役員に関する事項

（記載上の注意）

［略］

⑴　［略］

⑵　社外役員の主な活動状況

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

［①・②　略］

③　当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行つた職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

⑶　社外役員に対する報酬等

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　銀行持株会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

５　［略］

⑷　［略］

４　当社の株式に関する事項

［⑴～⑶　略］

［加える。］

３　社外役員に関する事項

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

⑵　社外役員の主な活動状況

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［①・②　同左］

［加える。］

⑶　社外役員に対する報酬等

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　銀行持株会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

５　［同左］

⑷　［同左］

４　当社の株式に関する事項

［⑴～⑶　同左］